

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第20小委員会
事務局	一般社団法人日本電線工業会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 3663-8（2010）＋追補1（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60245-8:2012（第1.2版）
規格タイトル	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル第8部：高可とう性コード
適用範囲に含まれる主な電気用品名	高可とう性エチレンプロピレンゴム（EPR）絶縁編組コード （JIS で使用している品名） ----- その他のゴムコード（電気用品名）
廃止する基準及び有効期間	J60245-8（H23）3年間

<審議中に問題となったこと>

特になし

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
	デビエーションは、現在別表第十二に採用されている技術基準と同じである。 （現行 JIS のデビエーション：適用範囲に規定されている要求特性を本体の 5.4（試験）に規定した。）	

<主な改正点>

主な改正点は以下のとおりである。

- a) 箇条2の高可とう性ゴム絶縁シースコードを削除し、予備とした。
- b) 箇条4の高可とう性架橋塩化ビニル（XLPVC）絶縁・架橋塩化ビニル（XLPVC）シースコードを削除し、予備とした。
- c) 付属書A（規定）（架橋塩化ビニル（XLPVC）の非電氣的試験の要求事項）を削除し、予備とした。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 この規格は、定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルのうち、電気アイロン等に使用する高可とう性の定格電圧 300/300V のゴム絶縁編組シースコードについて規定する。すべてのケーブルは、JIS C 3663-1 の該当要求事項及びこの規格の個別要求事項に適合することが望ましい。 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験 5.3 の要求事項への適合性は、検査及び表 9 の試験によって確認する。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 1	1 総則	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

第 1 項	る設計等	を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	1.1	1.1 適用範囲	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1	1 総則 1.1 適用範囲	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.4 試験	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1	1 総則 1.1 適用範囲	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

第七條 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.4 試験	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.4 試験	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.4 試験	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が	□該当 ■非該当			電線に発熱部はない。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

		容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.4 試験	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1 箇条 5 5.3 5.4	1 総則 1.1 適用範囲 5 高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード 5.3 構造 5.4 試験	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線は人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しない。
第十四 条	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状	<input type="checkbox"/> 該当			電線は運転を行わ

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

条	した安全設計	態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■非該当			ない。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当			電線に始動・停止はない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当			電線に始動・停止はない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当			電線に始動・停止はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当			電線に異常な電流に対する安全装置は備わっていない。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当			電線に安全機能に障害が生じることを防止する構造はない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当			電線は通常の使用状態において、放送受信及び電気通

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

						信の機能に障害を及ぼす雑音を発生しない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 1.1	1 総則 1.1 適用範囲	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線は長期使用製品安全表示制度の対象外。
第二十条第 2 項	表示（長期使用製品安全表示制	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線は長期使用製品安全表示制度の

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

	度による表示)	ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				対象外。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線は長期使用製品安全表示制度の対象外。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線は長期使用製品安全表示制度の対象外。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

規格番号：JIS C 3663-8 規格名：定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード

		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨				
--	--	-------------------------------	--	--	--	--